

「有価証券報告書の株主総会前開示」 アンケート結果

2025年7月15日

一般社団法人 日本経済団体連合会

アンケートの目的

- ✓金融担当大臣の要請「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」が2025年3月28日に発出されたことを受けて、「有価証券報告書の株主総会前開示」を検討する動きが企業の実務で広がった。
- ✓こうした状況のなか、現時点における企業側の対応状況、課題、施策に対する受け止め等について把握するため、2025年5月～6月にかけて会員企業・団体にアンケート調査を実施した。

アンケートの回答企業(1／2)

○調査対象：全ての会員企業・団体にアンケートを送付し、
有価証券報告書を提出している企業に回答を
依頼した。

回答企業数は260社

○回答企業260社の内訳

＜市場別＞

東証プライム	:218社
東証スタンダード	:29社
東証グロース	:6社
名証メイン	:1社
非上場	:6社

＜決算期別＞

3月決算	:205社
12月決算	:34社
2月決算	:6社
その他	:15社

アンケートの回答企業(2／2)

○回答企業260社の内訳(続き)

＜時価総額別＞ 3兆円以上:42社
1兆円以上:36社
5,000億円以上:25社
1,000億円以上:73社
100億円以上:62社
その他:15社
非上場等:7社

＜業種別＞

製造業:131社

電気機器:25社、化学:24社、機械:15社、
輸送用機器:15社、医薬品:11社、その他製造:41社

金融業:20社

銀行14社、保険4社、証券2社

その他業種:109社

サービス:21社、情報・通信:17社、建設:15社、
卸売:13社、電気・ガス:7社、その他:36社

アンケートの主な質問(要旨)

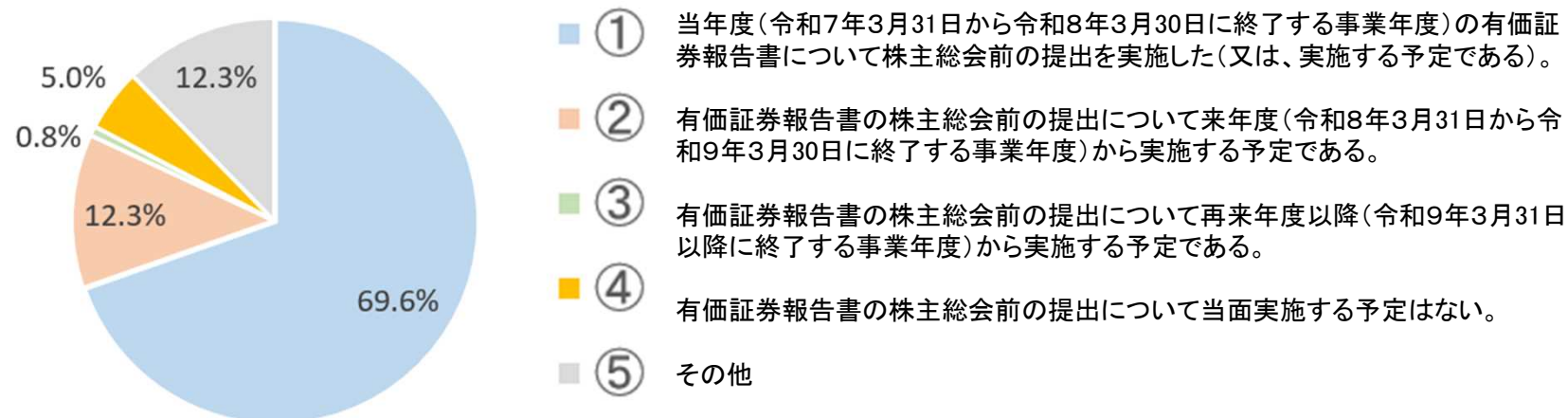
	頁
質問1:「有価証券報告書の株主総会前の提出」の検討状況について	5
質問2:対応動機について	8
質問3:サステナビリティ情報開示制度導入の影響について	9
質問4:対応負荷について	11
質問5:取り組みへの投資家の反応について	14
質問6:株主総会の開催時期の「後倒し」への検討状況について	17
質問7:真に有用な有報総会前開示を実現するために必要な要素について	20
質問8:株主総会前の開示充実化への取り組みについて	22

質問1:「有価証券報告書の株主総会前の提出」の検討状況－1

「有価証券報告書の株主総会前の提出」の検討状況について質問したところ、回答企業260社のうち181社(70%)が「当年度に実施」と回答し、32社(12%)が「来年度から実施予定」、2社(1%)が「再来年度以降から実施予定」と回答した。一方、13社(5%)が「当面実施予定なし」、32社(12%)が「その他」と回答した。

<質問1>

令和7年3月28日に金融担当大臣が公表した「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」に関連して、有価証券報告書の株主総会前の提出に関する貴社における検討状況についてご回答ください。



質問1:「有価証券報告書の株主総会前の提出」の検討状況－2

①「当年度(令和7年3月31日から令和8年3月30日に終了する事業年度)の有価証券報告書について株主総会前の提出を実施した(又は、実施する予定である)。」の自由記載欄では、主に以下の回答があった。

- ✓ そもそも議決権行使を意味があるものとするため、協議会を設置し環境整備を模索している中で、企業側の懸念や負荷への配慮に欠けた一方的で強権発動のような大臣要請は極めて遺憾である。
- ✓ 現状では和文・英文ともに総会終了後に開示しているが、英文の総会前開示の早期実現は困難である。和文開示と英文開示が総会前後に分かれてしまう問題が発生するが、大臣要請であり、前倒し可能な和文のみ総会前開示を実施することとした。
- ✓ 当面は1日または数日前開示を行うことになると考えられるが、それでは投資家等のニーズに対応できないと考えている。

④「有価証券報告書の株主総会前の提出について当面実施する予定はない」と回答した企業(13社)から、以下の理由が挙げられた。

- ✓ 実感できる有用性に比べて、対応に伴う実務負荷が高すぎる。
- ✓ 利用者のニーズと会社の実務負荷のバランスを十分に考慮して、対応方針を決定したい。

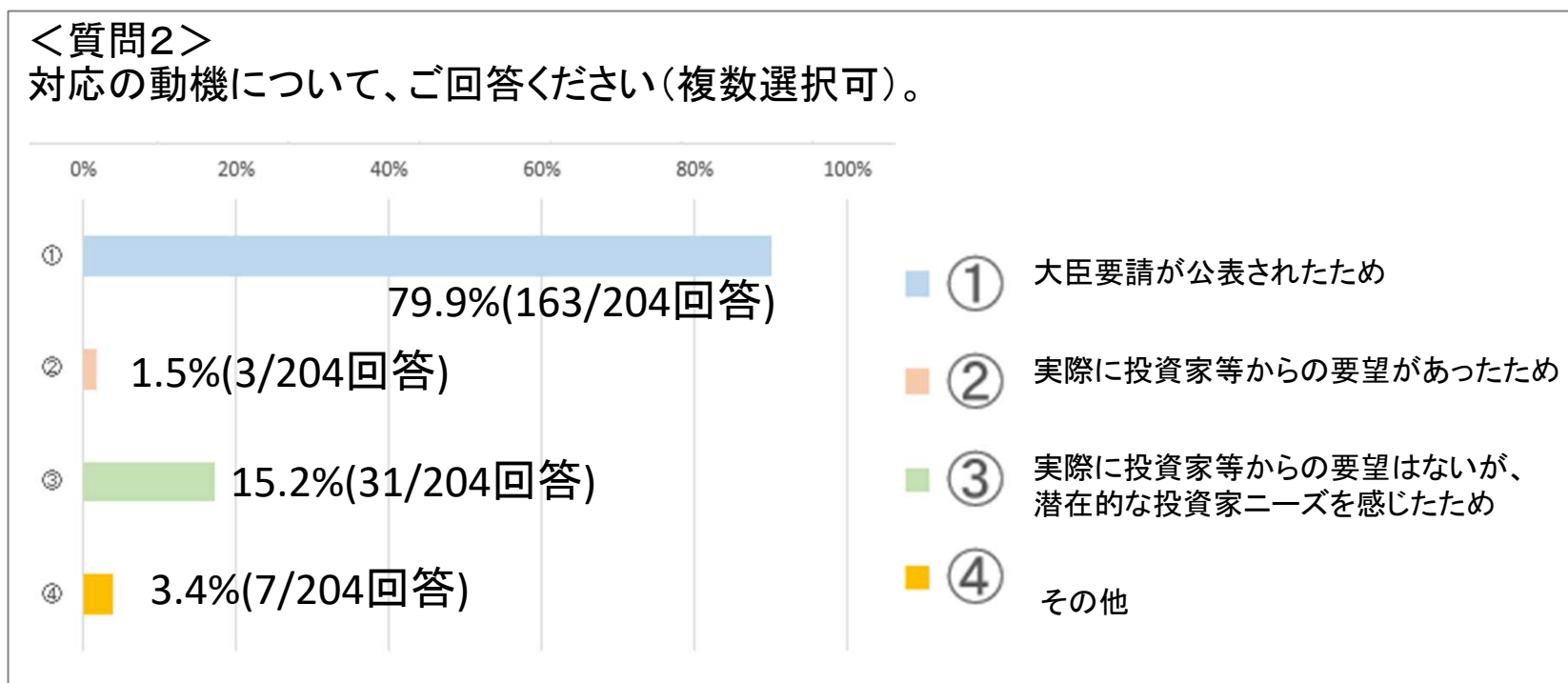
質問1:「有価証券報告書の株主総会前の提出」の検討状況－3

⑤「その他」と回答した企業(32社)からは、「実質的に意味のある有用な情報の総会前開示を実現できるよう、引き続き検討中」とする回答が多かった。自由記載欄の主な回答は以下のとおり。

- ✓ 真に有用で効率的な開示を実現するには、会社法と金融商品取引法の横断的な制度整備(有価証券報告書提出会社は、会社法上の開示を不要とするなど)、総会改革に向けた環境整備(総会開催の後ろ倒しなど)の議論が必要であり、議論の動向を注視しながら今後の対応を検討する予定。
- ✓ 今年度は総会前開示を実施しない(できない)。制度改正の進捗を確認した上で、利用者のニーズや会社実務のバランスを考慮して対応方針を決定する予定。
- ✓ 株主にとって意味のある日程で提出が可能となるよう、有報作成の効率化もしくは総会日程変更を具体化してから実際の提出日を決める。現時点では時期は不明。

質問2: 対応の動機

当年度に「有価証券報告書の株主総会前の提出」に対応した企業181社に対し、「対応の動機」について複数選択可で質問したところ、204回答のうち163回答(80%)が「大臣要請」を理由として挙げた。一方で、「実際に投資家等からの要望があった」と回答した企業は3回答(2%)にとどまった。31回答(15%)は、「潜在的な投資家ニーズを感じた」と回答した。

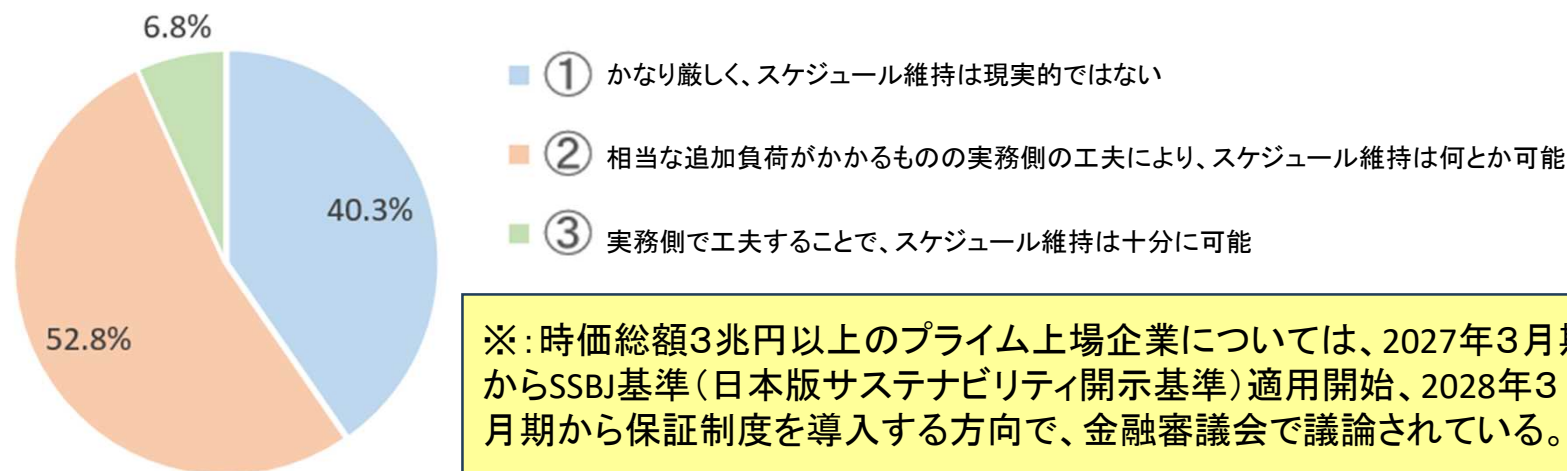


質問3: サステナビリティ情報開示制度導入の影響ー1

当年度に「有価証券報告書の株主総会前の提出」に対応した企業181社に「サステナビリティ情報開示制度の導入後も、開示のスケジュールを維持できるか」について質問したところ、71社(40%)が「現実的ではない」と回答した。一方、93社(53%)が「何とか維持可能」、12社(7%)が「維持は十分に可能」と回答した。
[有効回答数:176]

<質問3>

(株主総会の開催時期を現行と変えない前提で)現行制度設計のままサステナビリティ情報開示が加わったとしても、有価証券報告書の株主総会前開示のスケジュールを維持する事は可能でしょうか。



質問3: サステナビリティ情報開示制度導入の影響ー2

①「かなり厳しく、スケジュール維持は現実的ではない」と回答した企業(71社)の中には、過年度から有報の総会前開示を実施していた企業も一定数含まれた。

- ✓ 年々有価証券報告書の開示内容が拡充されており、その対応だけでも苦慮しているところに招集通知と有価証券報告書の作成を同時並行で進める必要があり、対応は非現実的。
- ✓ Scope3の排出量計算等に負荷がかかる。スケジュールも間に合わない。

②「スケジュール維持は何とか可能」と回答した企業(93社)からは、「サステナビリティ情報については先行きが不明だが、スケジュールが維持できるよう最善を尽くしたい」という旨の自由記載欄への回答が多かった。

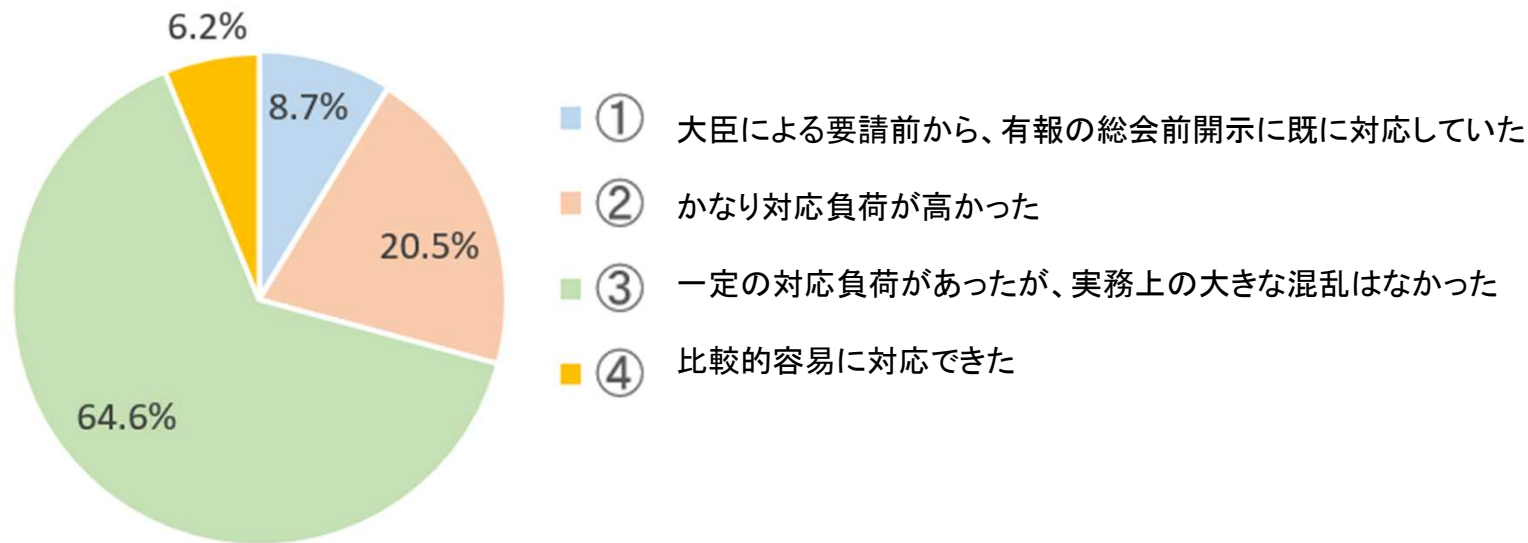
- ✓ 検討を始めたばかりであり実務負荷の程度を把握できていないが、今年度対応した総会前日開示のスケジュールは何とか維持したい。努力目標として②を選択した。

質問4:対応負荷－1

当年度に「有価証券報告書の株主総会前の提出」に対応した企業181社に「対応負荷」について質問したところ、33社(21%)が「かなり対応負荷が高かった」と回答した。一方、14社(9%)が「既に対応していた」、104社(65%)が「一定の対応負荷があったが、実務上の大きな混乱はなかった」、10社(6%)が「比較的容易に対応できた」と回答した。 [有効回答数:161]

<質問4>

対応負荷について、ご回答ください。



質問4: 対応負荷－2

対応負荷が高くなった具体的な理由として、以下の回答が寄せられた。

- ✓ 担当人員の追加投入
- ✓ 監査法人とのスケジュール調整
- ✓ 有価証券報告書作成スケジュールの調整
- ✓ (取締役会を含む)社内承認プロセスの調整
- ✓ 英文開示への対応

質問4: 対応負荷－3

また、コメントの自由記載欄では、以下の回答が寄せられた。

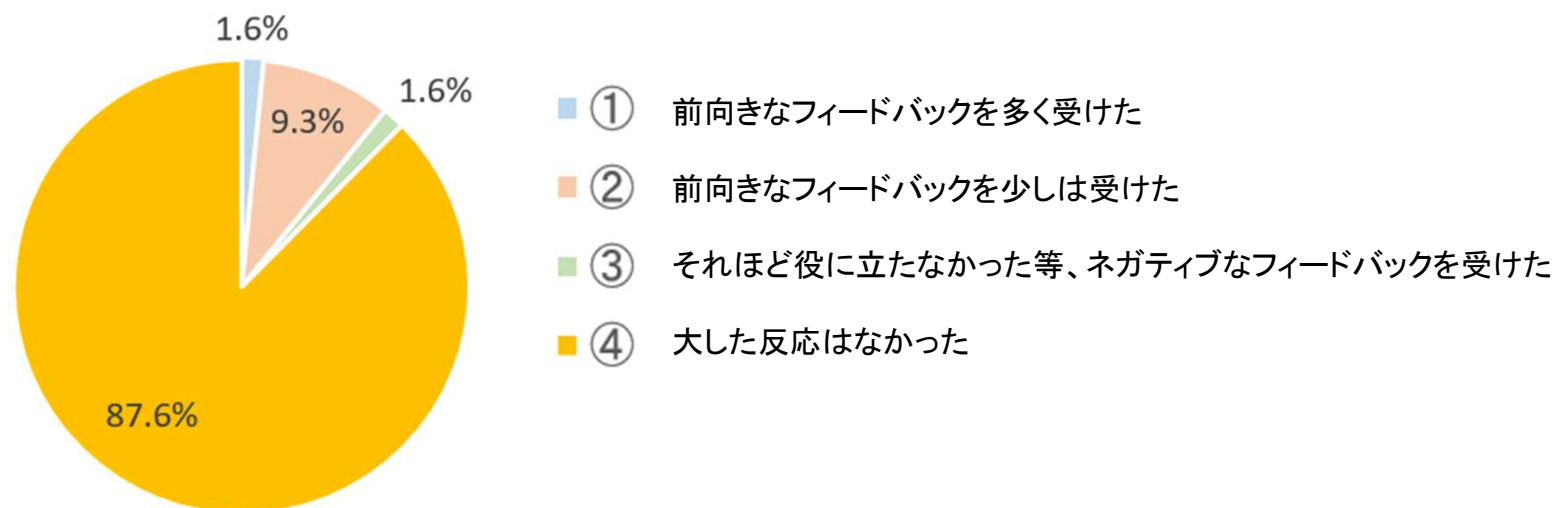
- ✓ 前年度においては、株主総会後に和文・英文の同時開示を行っていたが、大臣要請に応えるために、何とか前倒しすることが可能であった和文のみを株主総会前に開示した結果、和文・英文の開示タイミングがずれたことを懸念している。
- ✓ 休日出勤やバツファを消化することで何とかギリギリ間に合わせることができた。
- ✓ 業務のピークが重なり、複数の書類を同時に作成する必要がある。従来よりも確認時間を十分に確保することが困難であり、確認不足によるミスの発生を懸念する。
- ✓ 実務担当者は、年度決算や株主総会の準備など、複数の重要業務を同時に担当することになり、業務負荷が非常に高くなる。
- ✓ これまで4月から6月にかけて分散していた「会社法上の計算書類」「決算短信」「有価証券報告書」の作成業務が、すべて5月中旬までに集中する。
- ✓ サステナビリティ関連等のシステム導入がないと現実的には対応できない。
- ✓ 人員工数の増加で解決できない課題が多い。人的資本に関する実績やCO₂排出量の実績集計など、当社以外からもデータ収集が必要な内容が多く、当社の人員を増やして解決できない課題が多い。

質問5: 投資家からの反応－1

当年度に「有価証券報告書の株主総会前の提出」に対応した企業181社に「投資家からの反応」について質問したところ、2社(2%)が「前向きなフィードバックを多く受けた」、12社(9%)が「前向きなフィードバックを少しは受けた」、2社(2%)が「ネガティブなフィードバックを受けた」と回答した。一方、113社(88%)が「大した反応はなかった」と回答した。 [有効回答数:129]

<質問5>

取り組んだ事による投資家からの反応について、ご回答ください。



質問5: 投資家からの反応－2

コメントの自由記載欄では、有報の総会前開示の施策の有用性を疑問視する意見が多かった。以下の回答が寄せられた。(1/2)

- ✓ 世界最大の機関投資家に問い合わせたところ、「前日～数日前の提出程度では十分な分析もできず、意味がなく、嬉しくもない」とのコメントがあった。今回の大臣要請のうち、短期的な要請(数日前でも良いから有価証券報告書を株主総会前に開示せよ)については、実質的な意味を見い出せず、単純に企業側の実務負担が大きくなっただけである。
- ✓ 施策の有用性は感じられないが、他社の動向等も踏まえると対応せざるを得ない。
- ✓ 今回の数日前開示には、現行リソースでできる中で最大限の早期化で対応できたが、スケジュールはかなりタイトであり、正確性の担保などレジリエンスの観点では不安を感じた。なお、これ以上の対応は抜本的な実務フローの見直しなどが必要であり、追加の人員や外注先への追加コストが生じ、加えてそもそもリソース不足のため対応できないことが想定される。
- ✓ 過年度においては有価証券報告書を英文も含めて株主総会後にウェブサイトで開示していたが、当年度は海外投資家への情報開示の遅れを回避するために、和文・英文の同時開示を株主総会前に行った。残業や追加リソースの投入など、対応の実務的な負担は相当高かった。
- ✓ 短信と同時に任意開示のIR資料にて投資家の要望にできる限り手厚く対応をしている。そのため、そもそも有報の前倒し要望は投資家から特段出でらず、現状は特段のメリットがない中で前倒しの実務負担だけが生じている状態である。

質問5: 投資家からの反応ー3

コメントの自由記載欄では、有報の総会前開示の施策の有用性を疑問視する意見が多かった。以下の回答が寄せられた。(2/2)

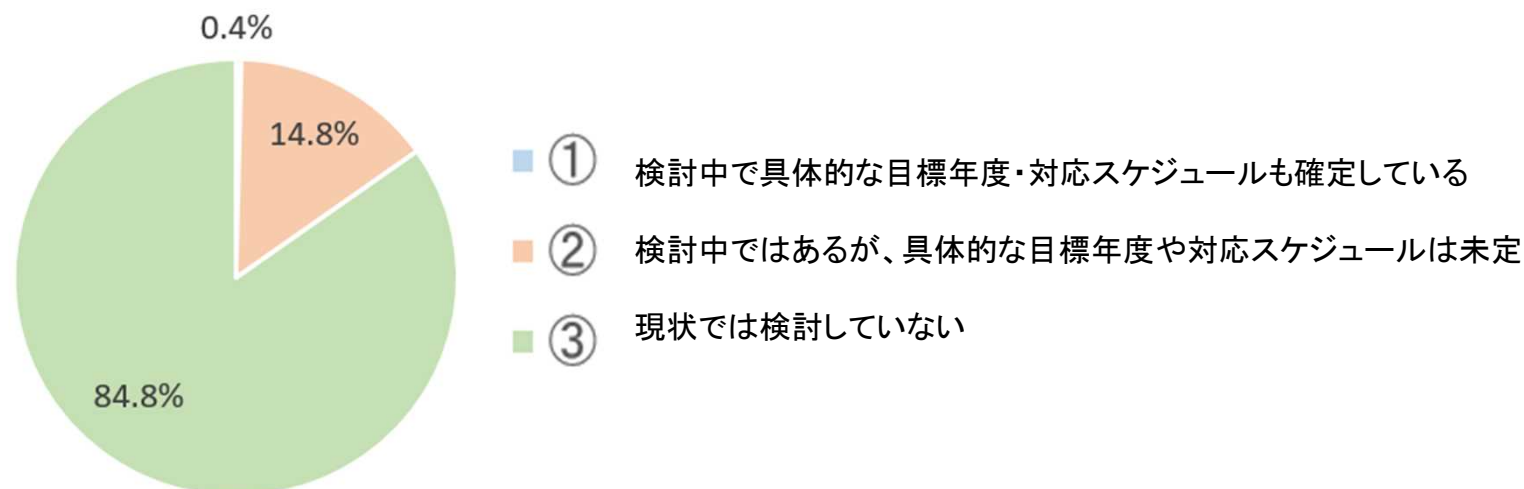
- ✓ 複数の機関投資家より以下のコメントがあった。
 - ・議決権行使判断に際して、有価証券報告書でしか確認できない情報はない。
 - ・株主総会前の数日前の開示では、議決権行使に反映させることが難しい。
- ✓ 以前から株主総会前に提出しているが、ポジティブなフィードバックは特にない。
- ✓ 今年度より、総会前日に有報を開示したが、相当な実務負荷をかけた割に、株主総会での関連質問はまったくなく、投資家からの前向きなフィードバックも一切なかった。何のためにリソースを割いたのか、未だに理解できない。
- ✓ これまで株主・投資家から有報の総会前提出に関する要望を受けたことはなく、今後の制度整備にあたり、本件の実効性および企業負担軽減の観点から、有報や事業報告の開示内容を十分に見直すことを強く要望したい。今回サプライズ的に要請された数日程度の前倒しでは何ら解決になっておらず、企業に一時的に無用の工数や費用を強いる形となったことは、当局の対応として大いに疑問であることは繰り返し申し伝えたい。
- ✓ 機関投資家にとって本当に必要な情報だけを招集通知などで開示する方が現実的である。主要な機関投資家には、個別の対話を通じた情報提供を行っている。有価証券報告書(有報)を活用している個人投資家は、ごく一部に限定される。

質問6:株主総会の開催時期の後倒しー1

回答企業260社に「株主総会の開催時期の後倒しへの検討状況」について質問したところ、218社(85%)が「現状では検討していない」と回答した。一方、38社(15%)が「検討中ではあるが、具体的な目標年度や対応スケジュールは未定」、1社(0.4%)のみ「具体的なスケジュールも確定している」と回答した。
[有効回答数:257]

<質問6>

株主総会の開催時期の「後倒し」にかかる検討状況について、ご回答ください。



質問6:株主総会の開催時期の後倒しー2

コメントの自由記載欄では、株主総会の開催時期の後倒しについて、実務上の制約の大きさを指摘する意見が多く、以下の回答が寄せられた。(1/2)

- ✓ 有価証券報告書の総会前提出という規制が無ければ、現状の日程で問題はなく、総会の後倒しは不要。
- ✓ ① 取締役・監査役の交代時期を遅らせると、経営体制の交代時期に支障が出ること、② 期末配当の決議機関が株主総会であるため、期末株主に期末配当を支払うことができなくなること。(一般的な風潮として、期末の株式保有には配当受領権の期待も含まれているため)。
- ✓ 1Q決算との重複や経営体制変更が後ろ倒しになるなど現時点においては現実的ではないと判断している。
- ✓ 有価証券報告書の都合で株主総会の開催時期を変更することは検討していない。
- ✓ 基準日を変更すると、投資家にとっては配当のキャッシュインが現状より遅くなることや、有報で開示する株式情報と基準日時点での株主情報が一致しなくなることの影響が不明であるため、具体的な検討を行うに至っていない。
- ✓ 現在の総会開催時期がメジャーであるなか、総会開催後ろ倒しに株主の賛同が得られるか不透明である。議決権基準日の変更も必要になる。総会により役員の変更がある場合、なるべく早期に新体制で年度に対処すべきである。

質問6:株主総会の開催時期の後倒しー3

コメントの自由記載欄では、株主総会の開催時期の後倒しについて、実務上の制約の大きさを指摘する意見が多く、以下の回答が寄せられた。(2/2)

- ✓ 議決権基準日の変更、取締役・監査役の任期の変更、実際の開催時期の選定(例えば、8月開催だと暑い、期末配当支払いが遅くなる、決算情報が古くなるなどの問題)など、課題が多い。
- ✓ 実例が少ない中、懸念される課題も多いので現時点で検討することは拙速だと考えている。まずは現状の仕組みの中で工夫できないかを検討中である。
- ✓ 配当の権利確定日や役員人事をはじめとした重要事項を株主総会で決議しており、当社の慣習上日程の後ろ倒しが現時点では現実的ではないため。
- ✓ 役員報酬に業績連動部分があるため。
- ✓ 個人株主には配当の早期実施を求めるニーズがあり、安易な後倒しは株主への不利益につながる可能性があること。第1四半期決算作業が7月を通じて行われることを考えると、株主総会の7月開催との同時並行は現実的に困難であること。計算書類を前提とした税務申告における申告期限の延長が最大で4ヶ月であり後倒しにも限度がある。
- ✓ 株主総会の後倒しには現行の会社法では議決権行使の基準日を決算日からずらす(遅らせる)必要があり、そのことについて投資家の考えや反応が不明である。

質問7: 真に有用な有価証券報告書の株主総会前開示を実現するために必要な要素－1

「真に有用な有価証券報告書の株主総会前開示を実現するために必要な要素」について質問したところ、以下の3点すべてが重要であり、施策を進めるためには、会社法と金融商品取引法の制度横断的な検討が必要不可欠とする意見が多く寄せられた。

- ① 株主総会の開催時期の後倒し
- ② 会社法における有価証券報告書の位置付けの明確化
- ③ 有価証券報告書の開示内容の簡素化

質問7: 真に有用な有報総会前開示を実現するために必要な要素－2

コメントの自由記載欄では、以下の回答が寄せられた。

- ✓ 日本では諸外国に比べて、株主の議決権の力が強すぎる。株主総会におけるアクティビスト対応のための企業側の対応コストは年々増加傾向にあると感じる。株主総会のあり方について、諸外国の実務も踏まえて見直しを行うべき。
- ✓ 会社法上、議決権行使の基準日を決算日からずらす(遅らせる)と、株主総会の後倒し(7月以降の開催)は可能である。しかしながら、基準日と決算日が異なることについて、投資家の考えや反応が不明であるため、現行の会社法の下では株主総会の後倒しは困難であると考えている。
- ✓ 人員に余裕がない中で有報対応のために人的リソースの確保は容易ではない。それを補うための抜本的なシステム投資は過度なコスト負担につながる。
- ✓ 取締役就任時期の遅れによる、会社経営への影響が大きい。また、7月を超えての総会の後倒しを行う場合、定款変更が必要となる点や、配当の遅れ、配当基準日と総会基準日が異なることによる株主の混乱や手数料増加、総会会場の手配等、企業側の負担が大きい。
- ✓ 長年にわたり定着している日程を後倒しするためには、企業トップや株主の理解は勿論、関係者とのスケジュール調整も必要となる為、市場関係者全体の理解促進が必要。
- ✓ 総会数日前の提出であれば、実務への負荷は限定的と考えるが、その場合、早期提出の意義が乏しい。3週間以上前の提出となると、監査対応も含め、対応リソースの確保が困難である。

質問8：株主総会前の開示充実化への取組み

現状で行っている「株主総会前の開示充実化への取組み」について質問したところ、大多数の企業が既に何らかの取組みを積極的に行っていることが明らかになった。

実施している具体的な取組みとしては、以下の回答が多く挙げられた。

- ① ウェブサイトでの動画や資料の公表
- ② 投資家との対話の機会の年間を通じた定期的な設定
- ③ 株主総会の招集通知への参考情報の同封

自由記載欄では、「株主総会前の情報開示について、法定開示のみならず、各社が創意工夫を凝らして行っている任意開示にも注目してほしい」との意見が多く寄せられた。